

会議の名称	令和3年第6回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和3年5月25日(火) 午後2時から 午後3時10分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 (1) 第32号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第33号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第34号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年) (4) 第35号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間) (5) 第36号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (6) 第37号議案 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について (7) 第38号議案 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について (8) 報告第19号 農地法第3条の3の規定による届出について (9) 報告第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (10) 報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	1 令和3年第6回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和3年第6回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項

主 管 課	農業委員会事務局
-------	----------

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻となりましたので、これより総会を始めさせていただきます。お手元にお配りしております議事日程に従いまして進めさせていただきます。まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和3年第6回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。今月21日に仁手・旭地区の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんには、中間管理事業の担い手調整会議にご出席いただいて夜分遅くまでありがとうございました。今後、各地区に廻っていくと思うのでよろしくお願いいたします。</p> <p>緊急事態宣言も5月31日までの期限がどうなるかわからないところですが、各個人でソーシャルディスタンスに気を付けてやっていくしかないと思います。それでは、本日も慎重審議をお願いいたしまして、開会のあいさつに代えさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、農業委員の宮部延一委員、推進委員の荒井委員より欠席の旨申し出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中18名の出席となっておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員24名中23名の出席となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。私から指名させて</p>

	<p>いただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声あり)</p> <p>それでは、本日は9番岡芹委員及び11番永尾委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の高群補佐を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案7件及び報告3件であります。</p> <p>まず、第32号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第32号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第32号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、2件となります。その内訳は、贈与による所有権移転1件及び売買による所有権移転1件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1及び整理番号2を、順番に事務局から説明、地区担当委員から報告をいただきました後に、一括でご質疑いただき、その後、一括審議とさせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、議案書2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町蛭川地内の田1筆、児玉町下浅見地内の田2筆及び畑2筆の合計5筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、坂爪委</p>

	<p>員及び小賀野委員でございます。なお、申請地位置図は、議案書3ページから6ページまでになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1についてですが、地区がまたがっておりますので、地区担当の委員がお二方となります。まずは、坂爪委員の報告をお願いいたします。</p>
坂爪委員	<p>18番坂爪が報告いたします。5月23日午後1時30分頃新井推進委員と現地確認をし、渡人から聞き取り調査を行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1-1の地図をご覧ください。申請地は、国道462号線の端にある〇〇〇から東に向かって、約500メートル右側に位置しております。渡人と受人の関係は親子で、渡人は高齢で息子に農業を任せるそうです。受人の年齢は58歳です。経営状況について、農業従事日数は本人200日、妻150日、息子150日で、主な作物は米麦で4ヘクタール作付けしています。農機具はトラクター5台、田植機1台、コンバイン1台、乗用防除機1台を所有しております。</p> <p>受人の経営能力については生産性は適当だと考えます。また、受人申請地及び所有農地は全ての農地が問題なく利用されており、許可が適当であると考えます。</p> <p>皆さまの慎重審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>次に、小賀野委員の報告をお願いいたします。</p>
小賀野委員	<p>19番小賀野から報告いたします。5月19日午前10時頃、山本推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。3ページ3-1-1と、4ページ3-1-2、5ページ3-1-3、6ページ3-1-4の地図をご覧ください。申請地はすべて圃場整備が行われた土地改良区内にあります。</p> <p>土地の名義が父親から後継者の息子になっただけで、引き続き営農が行われておりました。受人の農機具所有の状況等は坂爪委員の報告のとおりです。営農をするのに特に問題ないかと思えます。以上で報告を終わらせていただきます。</p> <p>皆さまの慎重審議のほど、よろしく願い申し上げます。</p>
議長	<p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、議案書2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町入浅見地内の田1筆及び畑3筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、小賀野委員でございます。なお、申</p>

	<p>請地位置図は、議案書7ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、小賀野委員の報告をお願いいたします。</p>
小賀野委員	<p>19番小賀野です。整理番号2について、報告させていただきます。5月19日午前11時頃、山本推進委員と、受人から聞き取りを行い所有農地の確認をしました。申請地の概要につきましては、議案書7ページ3-2の地図をご覧ください。申請事由は売買となります。申請地は、県道児玉蛭川普濟寺線の南北にそれぞれ位置しております。つぎに、受人の状況についてですが、耕作は本人と妻、子の計3名にて行っており、本人の農業従事日数は250日です。農機具はトラクター5台、田植機2台、コンバイン2台を所有しております。申請地は、主穀を中心に作付けしたいということです。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されておりました。周辺農地への支障の恐れもないと思われます。以上で報告を終わらせていただきます。</p> <p>皆さまの慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの、整理番号1から整理番号2までの説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号2までの許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、第33号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第33号議案を説明いたしますので、議案書8ページをご覧ください。</p> <p>第33号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、議案書9ページから12ページまでをご覧ください。</p>

	<p>い。今回の申請件数は、15件です。田13筆及び畑18筆の面積合計37,633.61㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、福島公博委員につきましては、利用権の設定を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>また、推進委員の戸塚委員につきましては、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定を準用しまして、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第33号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第33号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第33号議案については、原案のとおり決定いたしました。事務局に申し上げます。福島公博委員、戸塚推進委員の復席をお願いいたします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第34号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第34号議案を説明いたしますので、議案書13ページをご覧ください。</p>

	<p>第34号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画案につきましては、議案書14ページをご覧ください。今回は、耕作者が変更となる土地のみで、田1筆、面積579㎡でございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおり、1名となっております。</p> <p>農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>第34号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第34号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第34号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第35号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第35号議案を説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。</p> <p>第35号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画につい</p>

	<p>て、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画案につきましては、議案書16ページをご覧ください。賃借権の設定等を受ける土地が 田1筆、面積579㎡でございます。設定する権利は、麦作期間の使用貸借となっております、それらの設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>第35号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第35号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第35号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第36号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第36号議案を説明いたしますので、議案書17ページをご覧ください。</p> <p>第36号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、議案書18ページ及び19ページをご覧ください。申請件数は、11件で、その内訳は、所有権移転6件、賃借権2件及び使用貸借権3件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号11までを、順番に事務局から説明、地区担当委員からの報告を頂きました後に、一括でご質疑頂き、その後、一括審議とさせて頂きたいと存じますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>整理番号1を説明いたしますので、議案書18ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張による太陽光発電施設の管理小屋設置用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、議案書20ページをご覧ください。5-1については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
<p>田端会長</p>	<p>整理番号1について、私から報告させていただきます。5月22日、倉野内推進委員と現地確認をしました。議案書20ページ5-1の地図をご覧ください。申請地は主要地方道秩父児玉線の東側にあります。周辺は太陽光施設が建ち並んでいます。申請地は既存の太陽光発電施設と一体利用されています。4年前に既存の太陽光発電施設は転用許可を取りましたが、申請地は地上権設定の同意が得られなかったため、転用計画地に入れませんでした。今回その同意が取れたことで、太陽光発電施設管理のための管理小屋や資材置場として利用したいとのことです。既に施設の一部として利用されていますが、第3種農地であるため、特に問題ないと思われます。</p> <p>皆様の慎重審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>整理番号2を説明いたしますので、議案書18ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張による駐車場及び資材置場用地です。用途地域は、指定なしです。令和3年4月2日付けで、農振農用地区域から公共事業の実施に伴う施設移転用地として除外されています。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地は、議案書21ページをご覧ください。5-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地拡張による駐車場及び資材置場用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>

議長	整理番号2について、立石委員の報告をお願いいたします。
立石委員	<p>8番立石より報告します。5月22日午前10時頃、内田推進委員と共に現地確認を行い、渡人に聞き取りを行いました。議案書21ページ、5-2の地図をご覧ください。申請地は栗前橋南側、新幹線側道を岡部方面に向かった場所に位置しています。申請地は渡人が平成29年に取得した土地です。今回この2つの土地を個人名義から法人名義にするということです。転用目的は、受人が所有する敷地東側の一部が県道本庄花園線の用地買収に伴い、駐車場用地が減ってしまうことから今回の申請に至っております。周辺農地への影響は無いと思われま。</p> <p>隣接の農道はもともと雨水が溜まりやすいので、議案内容とは少々それますが関係部署への確認と調整をお願いしたいと思います。</p> <p>皆様の慎重審議、よろしく申し上げます。</p>
議長	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、議案書18ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地は、議案書22ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号3について、岡芹委員の報告をお願いいたします。
岡芹委員	<p>9番岡芹より報告します。5月19日午前9時頃、門倉推進委員と現地確認をしました。議案書22ページ、5-3の地図をご覧ください。申請地は、国道462号線西富田歩道橋の信号交差点から通称南小通りを西方向へ200メートルほどの道路北側に位置しています。延命寺の東、集落の中に位置しています。</p> <p>申請地の場所及び周辺の状況ですが、農地区分は第2種農地と判断しました。申請事由は建売分譲住宅用地です。申請地は周囲に住宅が立ち並び、他の農地への支障をきたす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われま。</p>

	皆様の慎重審議、よろしくお願ひいたします。
議長	次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号4を説明しますので、議案書18ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小島地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、現場事務所及び資材置場用地としての一時転用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、塩原茂夫委員でございます。</p> <p>当該申請地につきましては、受人が大宮国道事務所発注の国道17号本庄道路沼和田小島地区改良工事に伴う現場事務所及び資材置場用地として、一時転用の許可申請となったものです。</p> <p>申請地は、議案書23ページをご覧ください。5-4については、本庄道路改良工事に伴う現場事務所及び資材置場用地としての一時転用となります。一時転用については、農用地区域内農地であっても許可することができることとされております。また、一時転用は、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるときは、許可されることとなりますが、「工事完了後、速やかに農地に復元します。」との事業計画書が提出されており、その農地の復元性が認められることから、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号4について、塩原茂夫委員の報告をお願いいたします。
塩原茂夫委員	<p>6番塩原より報告します。5月23日、亀田推進委員と現地確認し、本人と家族から聞きとりを行いました。議案書23ページ、5-4の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は国道17号線の北側、本庄ふるさとフラワーパークの信号から100メートルほどの場所に位置しております。申請事由は、現場事務所、資材置場用地の一時転用です。聞き取った結果、6月から3月までの一時転用ということでした。大宮国道事務所が発注する17号バイパス工事のための現場事務所及び資材置場として利用したいとのことでした。工事完了後は速やかに農地に戻す予定であるそうです。</p> <p>農用地区域内ではありますが、極めて公共性の高いものであり、一時転用のため、特に問題ないかと思われまます。</p> <p>皆様の慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号5をご説明いたしますので、議案書18ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南3丁目地内の

	<p>畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、田島敏包委員でございます。</p> <p>申請地は、議案書24ページをご覧ください。5-5については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号5について、田島委員の報告をお願いいたします。
田島委員	<p>12番田島より報告します。5月20日午前8時頃、宮部推進委員と共に現地確認を行いました。議案書24ページ、5-5の地図を参照ください。申請地は児玉南区画整理地内、桃花木公園の東側道路を隔てた位置にあります。</p> <p>申請人は、現在申請地近くのアパートに妻子と3人で生活しており、将来を考え、この場所に住宅を建設することを決意したと聞いております。この地域の用途地域は第一種低層住居専用地域です。周辺は宅地に囲まれ、関連農地への支障はなきものと推察できます。</p> <p>以上のことから、転用許可は妥当と考えますが、委員各位のご高配をお願い致します。以上。</p>
議長	次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、議案書18ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、傍示堂地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、住宅敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、関根委員でございます。</p> <p>申請地は、議案書25ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。</p> <p>なお、当該申請地につきましては、今般、次の整理番号7において、受人の甥が、隣接する西側の農地に自己用住宅の建設を計画するにあたり、敷地を調査、測量したところ、受人の住宅の一部が渡人の土地まで越境していることが判明したとのことでございます。申請人から始末書が提出され、渡人の土地を</p>

	分筆し、農地法の許可を得て是正したく申請に至ったとのことでございます。以上でございます。
議長	整理番号6について、関根委員の報告をお願いいたします。
関根委員	<p>2番関根より報告します。5月24日午後1時30分頃、福島推進委員と現地確認をしました。議案書25ページ、5-6の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は傍示堂の集落内、傍示堂農村公園の東150メートルほどの場所に位置しております。申請事由は住宅敷地拡張用地です。隣地で住宅の建築計画があり、境界確認を行ったところ、農地に宅地の一部が越境していることがわかり、是正するため今回の申請に至りました。</p> <p>周辺は宅地化が進んでおり、申請人から始末書も提出されていることから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。</p> <p>皆様の慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号7を説明いたしますので、議案書18ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、傍示堂地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、関根委員でございます。</p> <p>申請地は、議案書25ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号7について、関根委員の報告をお願いいたします。
関根委員	<p>2番関根より報告します。5月24日午後1時30分頃、福島推進委員と現地確認をしました。議案書25ページ、5-7の地図をご覧ください。申請地は整理番号5-6の申請地のすぐ隣です。申請事由は自己用住宅用地です。受人は父親の土地を借り受け、自己用住宅を建築したいとのことでした。</p> <p>周辺は宅地化が進んでおり、支障をきたす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われます。</p> <p>皆様の慎重審議、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	次に、整理番号8について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号8を説明いたしますので、議案書19ページをご覧ください。申請

	<p>人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町田端地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、鳥澤委員でございます。</p> <p>申請地は、議案書26ページをご覧ください。5-8については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号8について、鳥澤委員の報告をお願いいたします。</p>
鳥澤委員	<p>14番鳥澤です。整理番号8について、報告させていただきます。5月22日、鈴木幹雄推進委員と現地確認と受人から聞き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書26ページ5-8の地図をご覧ください。申請地は、田端公民館より150メートルの場所に位置しております。申請自由は自己用住宅用地です。今回、受人は叔父の所有する土地を借り受け、自己用住宅を建築したいとのことです。</p> <p>集落に接続した住宅であり、周辺農地への支障はないことから転用にあたりは特に問題ないかと思われまます。以上で報告を終わらせていただきます。</p> <p>皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、整理番号9について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号9を説明いたしますので、議案書19ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅、営業所及び資材置場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、議案書27ページをご覧ください。5-9については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>

田端会長	<p>整理番号9について、私から報告させていただきます。5月22日午後1時30分頃、倉野内推進委員と現地確認をしました。議案書27ページ5-9の地図をご覧ください。申請地は小山川の千本桜橋から300メートルほど西に向かった場所にあります。</p> <p>申請事由は自己用住宅、営業所及び資材置場用地です。申請人は浄化槽の保守点検業務を専門に会社を営んでいます。現在の住まいは賃貸住宅であり県北に顧客が多いため、こちらを拠点に活動したいとのことです。</p> <p>周辺は宅地が建ち並び、農地への支障はないことから転用に当たっては特に問題ないと思われまます。</p> <p>皆様の慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	次に、整理番号10について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号10を説明いたしますので、議案書19ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町蛭川地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅用地です。用途地域は、指定なしです。令和3年4月2日付けで、農振農用地区域から分家住宅用地として除外されています。地区担当は、坂爪委員でございます。</p> <p>申請地は、議案書28ページをご覧ください。5-10については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が分家住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号10について、坂爪委員の報告をお願いいたします。
坂爪委員	<p>18番坂爪より報告します。5月23日午後2時30分頃、新井推進委員と共に現地確認し、本人から聞き取り調査を行いました。議案書28ページ、5-10の地図をご覧ください。申請地は国道462号線、〇〇〇〇から東に向かって300メートルほどの右側にあります。受人と渡人の関係は親子で、申請事由は分家住宅用地です。受人は申請地の東側の叔父の家を借り受け住んでいます。子供が成長するとともに手狭になったため新しい住宅を隣に建てたいとのことです。</p> <p>周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題ないかと思</p>

	<p>われます。</p> <p>皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	次に、整理番号11について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号11を説明いたしますので、議案書19ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、塩原廣一委員でございます。</p> <p>申請地は、議案書29ページをご覧ください。5-11については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号11について、塩原廣一委員の報告をお願いいたします。
塩原廣一委員	<p>5番塩原より報告します。5月22日午後1時30分頃、戸塚推進委員と共に現地確認し、受人より聞き取りを行いました。議案書29ページ、5-11の地図をご覧ください。申請地は沼和田センターから約4メートル北東に位置しています。周辺は閑静な場所で周辺には農地はありません。申請事由は自宅敷地が狭いため、宅地を拡張して駐車場を増設したいとのことです。</p> <p>周辺農地への支障は無いことから、許可が適切かと思われまます。</p> <p>皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの整理番号1から整理番号11までの説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>私の方から一点確認いたします。5-2について立石委員から農道への雨水等の影響について意見がありました。それについて事務局で補足等ありましたらお願いします。</p>
事務局	申請者や関係部署等に内容を確認し調整いたします。
議長	<p>他に皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号11までについて、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>

	次に、第37号議案「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を上程いたします。事務局より説明願います。
事務局長	<p>第37号議案を説明いたしますので、議案書30ページをご覧ください。</p> <p>第37号議案令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農業委員会における事務の実施状況について公表したいので、ご提案申し上げます。</p> <p>議案内容ですが、別紙様式2の「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、次のとおり公表するものでございます。1の公表方法ですが、インターネットの利用及び事務所での縦覧によって、公表いたします。2の公表期間ですが、令和3年6月1日から3年間といたします。本日提出、会長。</p> <p>議案書31ページから38ページが令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてでございます。先月、4月26日開催の令和3年度第1回農地利用最適化推進協議会において内容をご説明させていただきました。その後、委員の皆さまから意見の聴取期間を設けさせていただき、その結果、意見提出がなかったことを報告いたします。以上でございます。</p>
田端会長	<p>第37号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第37号議案については、原案のとおり公表することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第37号議案については、原案のとおり公表することに決定いたしました。</p> <p>次に、第38号議案「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第38号議案を説明いたしますので、議案書39ページをご覧ください。</p> <p>第38号議案令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会事務の実施状況等の公表について(平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づき、農業委員会における活動計画について公表したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、別紙様式1の「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、次のとおり</p>

	<p>公表するものでございます。1の公表方法ですが、インターネットの利用及び事務所で縦覧によって、公表いたします。2の公表期間ですが、令和3年6月1日から3年間といたします。本日提出、会長。</p> <p>議案書40ページから42ページの令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてでございます。第37号議案と同様に、先月、4月26日開催の令和3年度第1回農地利用最適化推進協議会において内容をご説明させていただきました。その後、委員の皆さまから意見の聴取期間を設けさせていただき、その結果、意見提出がなかったことを報告いたします。以上でございます。</p>
<p>田端会長</p>	<p>第38号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第38号議案については、原案のとおり公表することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第38号議案については、原案のとおり公表することに決定いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。報告につきまして、報告第19号から報告第21号までを、順番に事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>まずは、報告第19号を説明いたしますので、議案書43ページをご覧ください。</p> <p>報告第19号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、議案書44ページをご覧ください。専決処分件数は、4件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第20号を説明いたしますので、議案書45ページをご覧ください。</p> <p>報告第20号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>届出内容については、議案書46ページをご覧ください。専決処分件数は、8件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第21号を説明いたしますので、議案書47ページをご覧ください。</p> <p>報告第21号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>通知内容については、議案書48ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、2件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程5の事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>以上をもちまして、令和3年第6回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れ様でございました。</p> <p>(閉会)</p>

令和3年第6回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和3年5月25日(火)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後3時10分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	出席
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	出席		北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	欠席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席	○	児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	欠席			宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	出席	○	金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席			鈴木 幹雄	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
局長補佐兼農地係長	高群 邦人
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事	小林 祥平
支所環境産業課産業係主事	相川 蘭

書記

局長補佐兼農地係長 高群 邦人